

**三重県宿泊事業者感染防止対策等支援事業運営業務委託
企画提案コンペ参加仕様書**

1 企画提案コンペの目的

県が行う三重県宿泊事業者感染防止対策等支援のための補助金に関する申請受付、問合せ対応、審査等の事務処理について委託することとしており、その受託先事業者を選定するために、企画提案コンペを実施します。

2 委託業務の内容（詳細は別添業務仕様書のとおり）

- (1) 委託業務名：三重県宿泊事業者感染防止対策等支援事業運営業務
- (2) 委託期間：契約日から令和4年3月11日（金）まで
- (3) 委託内容：別紙業務委託仕様書「6 業務内容」のとおり
- (4) 成果品：
 - ・委託業務完了報告書（正本1部、副本2部）
 - ・申請者情報データベース（Microsoft Excel, Access 等県が指定する様式）
 - ・上記内容を記録した電子記録媒体（CD-R）（1部）
- (5) 納入場所：三重県 雇用経済部 観光局 観光政策課
- (6) 納入期限：令和4年3月11日（金）

3 業務遂行体制

(1) 業務体制の報告

契約締結後、速やかに業務責任者および作業従事者について、書面で報告すること。業務担当者および作業従事者に変更・追加が発生する場合も同様とします。

(2) 連絡体制

緊急時の連絡体制を確保し、連絡体制図を提出してください。連絡体制に変更・追加が発生した場合も同様とします。

(3) その他

業務責任者および作業従事者は、本県庁舎内等において業務を遂行する際は、社員証等の受託業務事業者であることが証明できるものを携帯してください。

4 契約上限額

62,517,408円（消費税額および地方消費税額を含む。）

5 参加資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満たした者とします。

- (1) 当該企画提案コンペに係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者でないこと。
- (3) 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中でない者であること。

- (4) 三重県物件関係落札資格停止要綱により、落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。

6 企画提案コンペの実施方法

この参加仕様書に基づき提出された企画提案資料について、別に設置する「三重県宿泊事業者感染防止対策等支援事業運営業務委託企画提案コンペ選定委員会」において、書類審査とプレゼンテーション審査を行い、総合的に評価のうえ、最優秀提案1件を選定します。

なお、最優秀提案は、条件を付与したうえで選定する場合があります。(提案者は、付与された条件を承諾できない場合は、提案を取り下げることができます。)

(1) 企画提案資料の提出

- ①提出期間 令和3年7月1日(木) 8:30から12:00に下記の提出場所に提出してください。

※上記以外の日時においては、企画提案資料を受理いたしません。

- ②提出場所 〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県 雇用経済部 観光局 観光政策課

- ③提出方法 上記提出場所に持参又は郵便等による送付
(メールおよびファクシミリでの提出は不可)

④受理の確認

企画提案資料を郵送等にて提出する場合は、提出期限までに電話にて担当部局に受理の確認をしてください。

(2) 書面審査の実施

提出された企画提案書の書面審査を行います。書面審査の結果については、7月5日(月)に電子メールにて通知します。

なお、申込数が5件に満たない場合は、書面審査を省略します。

(3) プレゼンテーションの実施

- ①実施日・場所 令和3年7月6日(火) 午前(予定) ウェブ会議

・プレゼンテーションの要否および実施日時については、7月5日(月)に、企画提案資料に記載の連絡先に電子メール等で連絡します。

・提案者によるプレゼンテーションの実施については、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、ウェブ会議システムを活用して行います。

・ウェブ会議システムは、Cisco Webex Meeting を利用します。接続テストを行う場合があります。

・プレゼンテーションの実施日・開催方法については、応募件数等、事情により変更になる場合があります。

②説明方法

説明は、提出いただいた企画提案書および見積書によるものとします。

※画面共有などは行わないでください。

(4) 選定結果の通知

選定結果は、選定後速やかに参加者に通知するとともに、三重県のホームページに公表します。

(5) 業務委託契約の締結

最優秀提案者と契約条件および業務委託仕様書の内容を協議のうえ、業務委託契約を締結します。

7 最優秀提案を選定するための評価基準

企画提案書に記載された内容をもとに、以下の諸点を重視して総合的に評価することとします。

①目的適合性（5点）

- ・仕様書、事業目的に合致した提案となっているか。

②専門性（10点）

- ・本業務を遂行する上で必要な知識やノウハウを有しているか。
- ・特に宿泊事業者について、現状や実態など、必要な知識を有しているか。
- ・過去に類似の業務を行った経験を有しているか。

③業務遂行能力（10点）

- ・実施の手法やスケジュール等は的確で、合理的かつ具体性があるか。
- ・三重県との連絡体制や法令順守の体制は十分か。
- ・業務遂行に必要な人員および人材を配置し、履行できる体制を整えているか。
- ・事務所や電話回線の確保等、事務所開設にあたっての内容が明確であるか。

④経済合理性（5点）

- ・提案内容および事業予算額は、費用対効果の観点から、合理的であるか。
- ・見積額および積算内訳、根拠は適当であるか。

8 提出を求める企画提案資料および提出部数

(1) 企画提案コンペ参加資格確認申請書（第1号様式） および添付書類・・・1部
※必要な場合は、委任状（第2号様式）を提出すること。

(2) 企画提案書（任意様式）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9部
規格は、A4版（A3版による折り込み可）・両面印刷・長辺綴じ・
文字サイズ12ポイント以上・表紙を含め20ページ以内とすること。

企画提案書については、業務仕様書の内容を踏まえ、以下の①～⑤の事項について、
できる限り具体的な提案内容を記載してください。

① 業務の実施体制及び概要

- ・業務実施体制（業務責任者、担当者の部署名、役職、氏名を含む）
- ・業務に関するその他の組織等との連携体制
- ・業務委託仕様書「6 業務内容」について、業務実施の考え方・取組の概要・想定される効果を記載すること。
- ・人員の配置、配置する人材の特記すべき能力・経験、効率的かつ迅速的な事務実施体制等について、具体的に記載すること。

② 業務実施スケジュール

- ・令和3年7月上旬の契約締結を前提に、令和4年3月11日（金）までのスケジュールを記載すること。

③ 他者に対して優位であると思われる点

- ④ 同様の業務の実施実績（実施年度、事業名、契約相手先：2件まで）
- ⑤ 再委託の有無（予定）
- (3) 見積書（第3号様式）・・・・・・・・・・ 9部
以下の内容に留意し提出すること。
 - ① 積算根拠が分かる内訳書（任意様式）を添付すること。
 - ② 積算の内訳については、大きく分類して「一式」と見積もるのではなく、費用の内訳を可能な限り詳細に記載すること。
例えば、人件費は、職務ごとに単価・人数・日数・勤務時間が分かるようにすること。
- (4) その他資料
提案事業者の活動概要がわかる資料（組織概要や体制等がわかる書類。自社パンフレット等でも可能）・・・・・・・・・・ 9部

9 企画提案書の内容についての質問の受付および回答

- (1) 質問の受付期間 令和3年6月21日（月）正午まで
- (2) 質問の方法
当企画提案コンペに関する質問は、文書（様式自由、ただし規格はA4版）にて行うものとし、「18 連絡先（担当部局）」まで、持参、ファクシミリ、電子メールのいずれかの方法で提出してください。ファクシミリ、電子メールの場合は、送信後、電話にて着信を確認してください。
なお、質問文書には、組織名の他、回答を受ける担当窓口の部課名、氏名、電話およびファクシミリ番号、電子メールアドレスを明記してください。
- (3) 質問の内容
質問は、原則として当該委託業務にかかる条件や応募手続き等の事項に限るものとし、企画内容に関する照会にはお答えできませんのでご了承ください。
- (4) 質問に対する回答
いただいた質問に対する回答は、原則、令和3年6月25日（金）17時までに三重県のホームページに掲載します。

10 最優秀提案者に提出を求める資料の内容

- (1) 消費税および地方消費税についての「納税証明書（その3未納税額のない証明用）」（所管税務署が契約締結日の6ヶ月前までに発行したもの）の写し・・・1部
 - (2) 三重県内に本支店または営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が契約締結日の6ヶ月前までに発行したもの（無料））の写し・・・1部
 - (3) 契約実績証明書（第5号様式）・・・1部
過去3年間の、今回の委託金額と同規模程度（又は同規模以上）の契約実績について記載してください。
- ※（1）、（2）にあたっては、新型コロナウイルスの影響により税務署等の関係機関に納税（徴収）猶予制度を受けるために申請したことで、締切日時までに納税証明書等の提出ができない場合は、申立書（第4号様式）を提出してください。

三重県税及び地方消費税を滞納している場合は契約できません。

11 契約方法に関する事項

- (1) 契約条項は、別途定める契約書のとおりとします。
 - (2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限りま
- す。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。
- また、三重県会計規則（以下「規則」という。）第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。
- なお、契約保証金の免除を判断するため、過去3年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書をご提出いただきます。
- (3) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有します。
 - (4) 契約は、三重県雇用経済部観光局観光政策課において行います。

12 監督および検査

契約条項の定めるところによります。

13 委託料の支払方法及び支払時期

- (1) 委託料の支払は、委託業務が完了し、履行確認が行われた後に行うものとします。
- (2) 上記に関わらず、本業務を実施するにあたり必要がある場合は、前金払いをすることができますものとします。

14 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

15 不当介入に係る通報等の義務および義務を怠った場合の措置

(1) 通報等の義務

受注者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

- イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
- ウ 発注所属に報告すること。
- エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。

(2) 通報を怠った場合の措置

契約締結権者は、受注者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

16 障がいを理由とする差別の解消の推進

受注者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法を順守するとともに、同法第7条第2項(合理的配慮の提供義務)に準じ、適切に対応するものとします。

17 その他

- (1) 契約にあたり、原則として業務の再委託は認めません。ただし、三重県の承諾を得たうえで業務の一部を再委託する場合はこの限りではありません。
- (2) 企画提案に要する費用は提案者の負担とします。
- (3) 成果物の著作権は三重県に帰属するものとします。
- (4) 企画提案コンペの審査・結果に対する異議申立ては受け付けません。
- (5) 提出のあった企画提案資料その他の資料は、返還しません。資料は、三重県情報公開条例(平成11年三重県条例第42号)に基づき、情報公開請求の対象となります。
- (6) 企画提案および契約の手続において使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時および計量法によるものとします。
- (7) その他必要な事項は、三重県会計規則(平成18年三重県規則69号)の規定によるものとする。
- (8) 当該企画提案コンペについては、令和3年度三重県一般会計補正予算(第3号)の発効時において実施します。

18 連絡先(担当部局)

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県 雇用経済部 観光局 観光政策課 東、足立

TEL 059-224-2077 FAX 059-224-2801

E-mail kanko@pref.mie.lg.jp